漁業法第31条の規定に基づく漁獲量等の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条の規定に基づき、知事管理区分「北海道くろまぐろ（小型魚）漁業」に係る令和７管理年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の漁獲量等を公表します。

令和７年12月18日
北海道知事

１　漁獲量等の公表を行う管理区分
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業

２　漁獲量の総量
122.0トン

３　漁獲可能量に対する漁獲量の割合（12月12日現在）
74.2パーセント（Ａ／Ｂ）

（漁　獲　量：　122.0トン（Ａ）
漁獲可能量：　164.4トン（Ｂ））